

報告第 1 号

専決処分の報告について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 4 月 27 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 2 号

自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 1 3 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和3年11月18日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) 八戸市在住者 (乙)

(運転者) 乙の配偶者

2 事故の概要

令和3年11月18日、午後3時30分頃、おいらせ町下前田地内において、町職員の運転するおいらせ町(甲)所有車両が、車道に進入してきた乙車両に接触し、フロント左バンパー等を破損させたもの。

3 損害賠償額

91,958円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 91,958円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として91,958円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 4 月 27 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 4 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 2 5 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和4年3月3日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別紙

1 相手方

(所有者) 十和田市在住者 (乙)

2 事故の概要

令和4年3月3日、午後5時40分頃、おいらせ町青葉二丁目地内の町道において、おいらせ町(甲)が管理する道路に生じた穴に乙運転の車両が落ち、左前タイヤが破損したものの。

3 損害賠償額

15,871円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 15,871円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として15,871円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 3 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第10号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月13日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和4年3月28日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

令和4年3月28日、午後8時40分頃、おいらせ町木崎地内の町道において、おいらせ町(甲)が管理する道路に生じた穴に乙運転の車両が落ち、左後タイヤが破損したものの。

3 損害賠償額

2, 629円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 2, 629円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として2, 629円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 5 号

おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について

おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和4年度税制改正による地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、必要となる改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例

(おいらせ町町税条例の一部改正)

第1条 おいらせ町町税条例（平成18年おいらせ町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第1項を次のように改める。

法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、おいらせ町手数料条例（平成18年おいらせ町条例第60号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の

翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第51条第1項第4号中「公益財団法人」の次に「（令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く。）」を加え、同項第5号中「団体」の次に「（令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く。）」を加え、同項第7号中「法人」の次に「（令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く。）」を加える。

第53条の7中「第5号の8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2第1項中「の閲覧の手数料」を「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「の交付」を「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項

第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有

部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第2項第3号中「補填金」を「補填金」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第2項第3号中「補填金」を「補填金」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに

提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書」に改め、「（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（令和3年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条のうちおいらせ町町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中おいらせ町町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中おいらせ町町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに

同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（令和3年おいらせ町条例第13号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中おいらせ町町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のおいらせ町町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申

告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3

の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和4年度税制改正による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免の特例の延長について改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例(平成18年おいらせ町条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第11項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第23項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 7 号

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、課税免除等の適用期間の延長等について改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例(平成30年おいらせ町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を経過」を「3年を経過」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第6条中「2年を経過」を「3年を経過」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 8 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免の特例の延長について改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第11号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月27日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 3 号

令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 1 号）について

令和 3 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4, 2 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 5 7 8, 0 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 8 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,633,571	34,216	2,667,787
	2 国庫補助金	1,202,409	34,216	1,236,625
歳入	合計	11,543,806	34,216	11,578,022

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,586,666	20,063	1,606,729
	1 総務管理費	940,295	20,063	960,358
8 土木費		1,303,773	14,153	1,317,926
	2 道路橋りょう費	535,132	14,153	549,285
歳 出 合 計		11,543,806	34,216	11,578,022

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第12号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月27日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 2 号）について

令和 3 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 8, 5 8 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 8 5 6, 6 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		127,018	3,970	130,988
	1 地方揮発油譲与税	32,000	898	32,898
	2 自動車重量譲与税	91,000	3,064	94,064
	3 森林環境譲与税	4,018	8	4,026
3 利子割交付金		2,100	△464	1,636
	1 利子割交付金	2,100	△464	1,636
4 配当割交付金		3,400	4,117	7,517
	1 配当割交付金	3,400	4,117	7,517
5 株式等譲渡所得割交付金		3,500	3,535	7,035
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,500	3,535	7,035
6 法人事業税交付金		19,922	8,154	28,076
	1 法人事業税交付金	19,922	8,154	28,076
7 地方消費税交付金		453,000	97,158	550,158
	1 地方消費税交付金	453,000	97,158	550,158
8 環境性能割交付金		6,200	3,695	9,895
	1 環境性能割交付金	6,200	3,695	9,895
10 地方特例交付金		30,191	13,748	43,939
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	1	13,748	13,749
11 地方交付税		3,695,852	139,429	3,835,281

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	3,695,852	139,429	3,835,281
15 国庫支出金		2,667,787	2,885	2,670,672
	1 国庫負担金	1,425,783	2,885	1,428,668
16 県支出金		1,109,149	1,011	1,110,160
	1 県負担金	683,930	1,011	684,941
18 寄附金		21,710	1,343	23,053
	1 寄附金	21,710	1,343	23,053
歳入	合計	11,578,022	278,581	11,856,603

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,606,729	274,170	1,880,899
	1 総務管理費	960,358	272,827	1,233,185
	2 企画費	390,358	1,343	391,701
3 民生費		4,675,392	4,403	4,679,795
	2 児童福祉費	2,579,661	4,403	2,584,064
6 農林水産業費		224,157	8	224,165
	2 林業費	2,825	8	2,833
歳出合計		11,578,022	278,581	11,856,603

議案第 4 5 号

おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求める。

記

選任する者の住所、氏名、生年月日

氏	名	こ	むかい	ひと	き
		小	向	仁	生

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町副町長に小向仁生氏を選任するため、提案するものである。

議案第 4 5 号参考資料

議案第46号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 み むら のぶ こ
 三 村 伸 子

令和4年4月27日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町教育委員会委員に三村伸子氏を任命するため、提案するものである。

議案第 4 6 号参考資料

議案第 4 7 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町
条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 4 月 2 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 3 年青森県人事委員会勧告及び国家公務員給与改定に準じ、一般職
の職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の70」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第26条第4項から第6項まで（おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35条）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第32条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受けるものをいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 122.5分の5

(2) 再任用職員 70分の5

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。